

水辺と街づくりの新しい動向

1. はじめに

わが国は経済的・物質的豊かさでは世界有数の国になったといわれているが、人々の生活実感と結びついていないと指摘されている。このため、生活の様々な場面で人々が充足感を感じるよう質的豊かさの向上が求められており、街づくりにおいても、ライフスタイルの変化、価値観の多様化等に対応した、高次かつ多様な都市サービスを享受できるような都市機能の導入が求められているほか、「うるおい」、「ゆとり」といった言葉で表される豊かな空間形成に対するニーズは高い。

水辺空間は、このようなうるおいのある空間の代表例として真っ先に頭に浮かぶ場所である。それは、多くの人が海や川などの水辺に接してやすらぎを感じるためであろう。街づくりを進める上で、このような水辺空間を積極的に位置づけ、よりよい空間として再生・保存を進めることは非常に有益である。

本稿では、こうした認識のもとで、水辺空間を含め、周辺環境に配慮したうるおいのある空間の創出を図るための施策及び形成例を紹介する。

2. 環境と共生した都市づくりの推進

CO₂、NO_xなどの環境負荷の小さいまちづくりを推進する上で必要不可欠な都市環境基盤施設の整備を、街路整備、公園整備、下水道整備などの公共投資と一体的に推進することにより、①交通システム、エネルギー供給システムなどの面でCO₂、NO_xなど地球環境への負荷をできるだけ軽減した都市構造を有すること②風のみちなど緑豊かでうるおいとやすらぎが実感できること、③水の再利用など水と恵まれて安定した都市活動が営まれることなどを目指した都市を形成することが重要である。

このため、環境と共生した都市づくりを全国的に展開していくため、当面、その普及を図る上で、他の都市の模範となるような都市を建設大臣が「環境共生モデル都市（エコシティ）」として指定することとしている。エコシティに指定された自治体は、「都市環境計画」というマスタープランを策定し、それに基づき官民が適切な役割分担をしつつ、環境と共生する都市づくりを推進することとしている。建設省では次のような制度をもってそれらを支援していくこととしている。



旭川市（リベライン旭川）



盛岡市（盛岡城跡）

○下水道整備、公園整備、街路整備などの公共投資の重点的实施

○平成5年度より創設された都市環境基盤整備推進モデル事業（エコシティ整備推進事業）による以下に対する補助

・都市環境計画の作成費

・未利用エネルギーを活用した地域冷暖房のシステム設計費、公開空地・人工地盤等及びこれらと一体となった緑化施設、透水性舗装の整備費、地域・地区レベルの水再利用施設のシステム設計費

○環境共生型都市施設（エコ・マネジメント・センター）に対する税制上の特例措置

○都市環境総合管理センターなどに対する開銀・北東金庫

による融資

○にぎわいを創出する中核的施設に対する NTT-C 型無利子融資

○都市計画等による規制誘導

3. うるおい・緑・景観モデルまちづくり制度

(1) 制度の概要

①うるおい・緑・景観まちづくり基本計画の策定

うるおいのある緑豊かな美しいまちづくりを進めようとする市町村は、一体的に進めることが適当と判断される地域（以下、「対象地域」という。）について、住み・働き・遊び・憩う、生活の全ての面の豊かさを感じられるまちづくりに関する基本計画（以下、「うるおい・緑・景観まちづくり基本計画」という。）を策定する。

②モデル市町村の選定

建設省は、うるおい・緑・景観まちづくり基本計画の内容が優良であり、全国のモデルとしてうるおいのある緑豊かな美しい街づくりを重点的に実現すべき市町村をモデル市町村として選定する。

③重点事業の整備計画の承認

選定されたモデル市町村は、対象地域についての整備計画（以下、「整備計画」という。）を策定し、建設省は、その内容を審査の上、適当と判断される場合、これを承認する。

④うるおい・緑・景観形成の総合的な推進

モデル市町村は、うるおい・緑・景観基本計画に基づき、対象地域における建設省所管事業を複合的・重点的に実施する。

平成3年3月に、全国で19市町村を第1回モデル市町村として選定し、平成3年12月には7市について、平成4年5月には9市町において整備計画を承認したところである。さらに、平成4年12月には、北海道長沼町、十和田市、多賀城市、会津若松市、高崎市、桐生市、栃尾市、福井県丸岡町、松山市、佐世保市、玉名市の11市町について第2回モデル市町村として選定、平成5年1月に各市町へ通知したところである。



岡山市（緑通公園）

4. おわりに

ここで紹介した制度は、良好な都市空間の形成を行うため、ウォーターフロントだけでなく都市全体としての景観・環境を考えたものであるが、これに限らず市街地整備、都市開発に当たっても水辺を活かす工夫が行われつつある。水辺はまちの構成要素として景観・環境に対する影響が大きく、積極的に活用することにより非常に優れた景観をもつまちづくりが可能となることは、都市住民すべてが実感しているところであろう。今後とも適切に整備・規制・誘導が行われ良好な都市空間が形成されることを願ってやまない。



福岡市（博多埠頭）